

西東京市選挙管理委員会告示第 1 号

西東京市選挙執行規程（平成13年西東京市選挙管理委員会告示第 5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 8 年 5 月 11 日

西東京市選挙管理委員会

西東京市選挙執行規程の一部改正について

西東京市選挙執行規程（平成13年西東京市選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第104条の見出しを「（選挙人等の出頭及び証言の請求）」に改め、同条中「第212条」を「第212条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第212条第2項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成8年法律第109号）第205条第2項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。

- (1) 電子データを記録した記録媒体を委員会に郵送し、又は持参する。
- (2) 電子データを電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、委員会に送信する。

第112条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

様式第14号及び様式第36号中「㊤」を削る。

様式第42号中「印鑑及びこの呼出状」を「、この呼出状」に改め、「㊤」を削る。

様式第43号中「㊤」を削る。

附 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。